

通達甲人少第27号

令和5年3月27日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

再被害防止要綱の改正について

再被害防止については、再被害防止要綱（令和4年5月31日付け通達甲人対第32号別添）に基づき実施してきたところであるが、この度の組織改編に伴い、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、再被害防止要綱の改正について（令和4年5月31日付け通達甲人対第32号）は、廃止する。

記

改正点

要綱中の「人身安全対策課長」を「人身安全少年課長」に、「人身安全対策課」を「人身安全少年課」にそれぞれ改めた。

別添

再被害防止要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）から再び危害を加えられること（以下「再被害」という。）を未然に防止するため、再被害を受けるおそれのある被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 再被害防止対象者、再被害防止措置実施警察署等の指定等

1 再被害防止対象者及び再被害防止措置実施警察署の指定等

(1) 再被害防止対象者の指定の上申

警察署長は、犯罪を検挙した場合又は犯罪の被害者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合は、犯罪の手口、動機、組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況を踏まえ、警察本部の捜査担当課長と協議し、犯罪の被害者等が再被害を受けるおそれがあるため、警察が組織的かつ継続的な再被害の防止措置（以下「再被害防止措置」という。）を講ずる必要があると認めるときは、その被害者等ごとに再被害防止対象者指定上申書（別記様式1）に再被害防止対象者指定上申チェック表（別記様式2）を添付して、生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に再被害防止の対象者（以下「再被害防止対象者」という。）の指定を上申する。

(2) 本部所属長による助言及び協力

警察本部の所属の長（以下「本部所属長」という。）は、この要綱に基づいて再被害防止措置が必要と認める事件又は被害者等を認知した場合は、再被害防止対象者の上申について、関係する警察署長に助言し、及び協力する。

(3) 再被害防止対象者及び再被害防止措置実施警察署の指定

本部長は、再被害防止措置を講ずる必要があると認める場合は、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するとともに、当該再被害防止対象者の住居地、勤務地等及び加害者の住居地、勤務地等を考慮し、第3の2に規定する措置を実施する警察署を再被害防止措置実施警察署に指定する。

(4) 指定の通知

本部長は、(3)の指定をした場合は、再被害防止対象者及び再被害防止措置実施警察署指定通知書（別記様式3）により、再被害防止措置実施警察署の警察署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）に通知する。

(5) 再被害防止措置実施警察署の追加指定

本部長は、(3)により指定した再被害防止措置実施警察署のほかに新たに再被害防止措置を実施する必要がある警察署を認めた場合は、当該警察署を再被害防止措置実施警察署に追加指定し、再被害防止措置実施警察署の追加指定通知書（別記様式4）により当該警察署長及び関係する再被害防止措置実施警察署長に通知する。

2 再被害防止担当官の指定等

(1) 指定

再被害防止措置実施警察署長は、原則として、警部以上の階級にある者の中から再被害防止担当官を指定し、再被害防止担当官指定報告書（別記様式5）により、人身安全少年課長を経由して、本部長に報告する。

(2) 指定替え

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官に異動等があった場合は、その都度新たに(1)により指定の上、報告する。

第3 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を図り、実施する。

(1) 人身安全少年課長

人身安全少年課長は、第6に規定するところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署長を指導するとともに、必要な支援を行う。

(2) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、挙署一体となった総合的な体制を確立して、人身安全少年課長の指導に基づき、2の措置事項を指揮するほか、2以上の再被害防止措置実施警察署が指定されている場合にあっては、再被害防

止措置実施警察署長が相互に緊密な連携を図る。

なお、2の措置事項を実施した場合は、その都度、再被害防止措置経過報告書（別記様式6）により、人身安全少年課長を経由して、本部長に報告する。

(3) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施に当たる。

(4) 本部所属長

本部所属長は、再被害防止措置に必要な事項について、人身安全少年課長に連絡するとともに再被害防止措置実施警察署長に助言し、及び協力する。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集する。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止対象者の意向、再被害のおそれの程度等に応じ、個別に検討の上、次に掲げる再被害防止措置を実施する。

ア 再被害防止対象者との連絡体制の確保と指導

連絡担当者等を指定するなど再被害防止対象者との連絡体制を確立するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行う。

なお、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合は、第7に規定するところにより、関連情報を教示する。

イ 警戒活動

必要により次の警戒活動を行う。

(ア) 重点警戒

再被害防止対象者の住居、勤務先等に対する立ち寄り重点警戒を行う。

(イ) 専従流動警戒

専従の警戒班を編成し、再被害防止対象者の住居、勤務先等の周辺の流動警戒を行う。

(ウ) 固定警戒

再被害防止対象者の直近又は周辺に警戒員を配置するほか、その住居、勤務先等の周辺に警戒員を固定配置して警戒を行う。

ウ 再被害防止対象者に対する支援

(ア) 公営住宅、ホテル、一時保護施設等への一時避難

(イ) 住居地の変更

(ウ) 110番通報者登録

(エ) 位置情報発信装置、防犯ビデオ等防犯機材の貸与

(オ) 裁判所による保護命令、市町村による住民基本台帳閲覧制限等の機関が実施する再被害防止対象者の保護に資する制度の教示

(カ) その他再被害防止対象者の保護に資する施策、支援の活動等

(3) 加害者に対する措置

加害者の性格、過去の犯罪手口、最近の動向等収集された情報を分析・検討した上、再被害防止対象者に対する調査活動、凶器の準備等具体的な動向が見られるなど、再被害のおそれが極めて大きい場合は、加害者の家族に対する注意喚起、加害者の行動確認等を行うとともに、状況に応じて、職務質問、警告、検挙等積極的な措置を講ずる。

第4 指定期間等

1 指定期間

(1) 再被害防止対象者に指定する期間（以下「指定期間」という。）は、指定の日から1年間とする。

(2) 指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間が経過する前にその延長の可否を検討し、再被害防止対象者の要望を踏まえつつ、加害者の言動、動向等から勘案して、再被害のおそれがあり延長の必要があると認める場合は、再被害防止対象者指定延長上申書（別記様式7）により人身安全少年課長を経由して、本部長に上申する。

(2) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、加害者の言動、

動向等を総合的に勘案して指定の必要がなくなつたと認める場合は、再被害防止対象者指定解除上申書（別記様式8）により人身安全少年課長を経由して、本部長に上申する。

3 延長等の通知

(1) 本部長は、再被害防止措置実施警察署長から2の上申を受けた場合は、指定期間の延長又は指定の解除の要否を決定し、再被害防止対象者指定延長通知書（別記様式9）又は再被害防止対象者指定解除通知書（別記様式10）によりその旨を上申した警察署長及び関係する再被害防止措置実施警察署長に通知する。

(2) 本部長は、再被害防止措置実施警察署長から第3の1(2)の報告を受けた場合において、特定の再被害防止措置実施警察署の指定を解除する必要があると認めるときは、再被害防止措置実施警察署の一部指定解除通知書（別記様式11）により、当該警察署長及び関係する再被害防止措置実施警察署長に通知する。

第5 他の都道府県警察との連携

1 再被害防止措置実施警察署長等

再被害防止措置実施警察署長は、再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属し、当該警察署に協力を求める必要があると認める場合は、人身安全少年課長に対し当該都道府県警察へ協力要請を依頼する。また、人身安全少年課長を通じて他の都道府県警察から協力要請を受けた警察署長は、誠実にこれに対応する。

2 人身安全少年課長

人身安全少年課長は、再被害の防止に関し必要と認める場合は、他の都道府県警察に対し協力を要請する。また、人身安全少年課長は、他の都道府県警察から再被害の防止に関し協力要請を受けた場合は、誠実に対応する。

第6 刑事施設等との連携等

1 刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び受刑者を収容する少年院をいう。以下同じ。）、地方更生保護委員会及び保護観察所（以下「刑事施設等」という。）との緊密な連携に努める。

なお、本施策を実施するに際して関係する刑事施設等は、別表1のとおりである。

2 釈放事実等の照会

再被害を防止する上で加害者の釈放等の事実を把握する必要がある場合は、人身安全少年課長は、水戸刑務所長に対し釈放事実等照会書（別記様式12）により照会する。

当該照会については、再被害防止対象者の指定前であっても実施できることから、必要に応じてこれを活用する。

3 釈放等に関する情報の通報要請

人身安全少年課長は、再被害防止措置を実施するに当たり、加害者の釈放等に関する情報を把握する必要がある場合は、次の要領により加害者の釈放等に関する情報の通報を要請する。

なお、警察から通報の要請を受けた場合における刑事施設等の対応については、警察庁と法務省との間で協議が整っており、その内容は別表2のとおりである。

(1) 要請方法

ア 通報の要請は、水戸刑務所長に対して、釈放等通報要請書（別記様式13）及び再被害防止対象者指定上申チェック表各2通を送付して行う。この場合において、再被害防止対象者の人定事項等については、必要があるときを除き記載しない。

イ 加害者が既に釈放されており、再被害の防止措置を講ずるため、特に急速を要すると認められる場合は、直接、釈放を行った刑事施設又は加害者の指定帰住地を管轄する保護観察所（以下「帰住先管轄保護観察所」という。）にその理由を説明し、口頭により通報を要請する。この場合においては、事後に当該刑事施設又は帰住先管轄保護観察所に対し、アに準じて釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定上申チェック表を送付する。

なお、釈放を行った刑事施設又は帰住先管轄保護観察所が明らかでない場合は、水戸刑務所長に適宜な方法で照会し、確認する。

(2) 要請時期

(1)アの通報の要請の時期は、加害者が公訴を提起された後とし、留置施設

に勾留中の場合は、刑事施設への移送後とする。

(3) 刑事施設等からの照会に対する対応

加害者の釈放等に関する情報の通報要請に関し刑事施設等から照会及び資料の追加要請があった場合は、これに応ずるなど適切に対応する。

なお、地方更生保護委員会は、仮釈放、仮出場、不定期刑終了又は刑の一部執行猶予の言渡しを受けた者であってその猶予の期間中保護観察に付されたものについて住居の特定のための審理を開始した時点において、釈放等通報要請書が発出されてから3年以上経過しているときは、原則として、通報の必要性等について改めて確認を行うので留意する。

(4) 要請の撤回

人身安全少年課長は、(1)アの通報の要請後、刑事施設等から通報がなされる前に、再被害防止対象者の指定が解除された場合は、釈放等通報要請撤回書（別記様式14）2通を送付して、当該要請を撤回する旨を通知する。

(5) 留意事項

ア 未決勾留中に釈放された加害者が再収容された場合の措置

未決勾留中の加害者が釈放された場合には、刑事施設等からの通報は行われないことから、当該加害者が刑事施設に再収容された場合において、当該通報が再度必要なときは、改めて(1)アにより通報を要請する。

イ 仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し等の照会

仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し若しくは失効又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の執行猶予の言渡しの取消しについては、刑事施設等からの通報がなされないので、これらを把握する必要があるときは、帰住先管轄保護観察所に適宜の方法で照会すること。

なお、上記事由により加害者が刑事施設に再収容された場合において、刑事施設等からの通報が再度必要なときは、改めてその要請をすること。

ウ 仮釈放中の加害者の転居先の把握等

仮釈放中の加害者又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の転居等についても、刑事施設等からの通報がなされないので、その転居先を把握する必要があるときは、釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定上申チェック表（釈放等通報要請書に当該加害者の転居先の通報を要請する旨明

記した上、先に通報要請を行った際の各文書の写しを添付して、記載を省略して差し支えない。)により、帰住先管轄保護観察所に要請すること。

エ 自由刑の執行停止の取消し等により再収容された加害者の通報

(1)の通報の要請を行った加害者であって、自由刑の執行停止の取消し等により再収容されたもの又は逃走後再収容されたものについては、改めてその要請をしなくとも、刑事施設等からの通報がなされる。

オ 釈放を行う刑事施設の把握方法

通常、釈放を行うのは加害者を収容している刑事施設であるが、異なる刑事施設が行う場合もあるので、当該釈放を行った刑事施設を正確に把握する必要がある場合は、水戸刑務所長（仮釈放、仮出場又は不定期刑の執行終了による釈放予定の場合は、受刑者釈放予定通報書（警）（別紙2）に記載された刑事施設）に適宜な方法で照会すること。

カ 加害者が保護処分により少年院に収容されている少年である場合

加害者が保護処分により少年院に収容されている少年である場合、加害者の退院等に関する情報については、協議に基づく刑事施設等からの通報の対象とされていないので、当該加害者に係る釈放等に関する情報を把握する必要があるときは、少年の健全育成に配慮しながら、当該加害者が収容されている少年院等関係機関へ協力を要請すること。

4 刑事施設等からの加害のおそれ等を示す情報の通報

3(1)の通報の要請を行っていない加害者について、刑事施設等が、加害者が被害者等に対し加害行為を行うおそれがあることを示す情報その他特異な動向に関する情報を覚知した場合は、検察庁からは事件を送致した警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に、検察庁以外の刑事施設等からは警務部警務課長（以下「警務課長」という。）にそれぞれ通報がなされることとされているので、当該通報を受けた警察署長等及び警務課長は、人身安全少年課長に速やかにこれを連絡し、人身安全少年課長は、通報内容等を確認の上、再被害防止対象者の指定を検討する。

5 帰住先管轄保護観察所への加害者の特異動向の通報

人身安全少年課長は、仮釈放中の加害者又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の特異動向を認知した場合は、当該加害者の帰住地を管轄する保護観察

所へ適宜な方法で通報する。

第7 再被害防止対象者への関連情報の教示

刑事施設等から回答又は通報を受けた情報や警察において独自に把握した加害者に関する情報を再被害防止対象者へ教示する場合は、次の要領で実施する。

1 加害者の釈放等に関する情報

再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがあった場合又は再被害防止のため再被害防止対象者に加害者の釈放等に関する情報を教示する必要がある場合は、刑事施設等から回答又は通報を受けた情報のうち、原則として次の事項に限り教示する。ただし、刑事施設等から回答又は通報を受けた際に、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されている場合は、当該意見等を踏まえて行う。

(1) 自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放

原則として、釈放予定の場合には釈放予定月、釈放後の場合には釈放の事実及び釈放年月日。ただし、釈放予定日が判明している場合で、被害者等にその具体的な日にちを教示する必要があるときについては、2(1)による。

(2) 仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了による釈放

原則として釈放後において釈放の事実及び釈放年月日（仮釈放による釈放等に関する情報を教示した場合は、通報を行った地方更生保護委員会又は帰住先管轄保護観察所に対し、適宜な方法でその旨を通知すること。）。ただし、釈放予定日が判明している場合で、被害者等にその具体的な日にちを教示する必要があるときについては、2(1)による。

(3) 自由刑の執行停止又は恩赦による釈放

原則として釈放後において釈放の事実及び釈放年月日。ただし、釈放予定日が判明している場合で、被害者等にその具体的な日にちを教示する必要があるときについては、2(1)による。

(4) 在所中の死亡又は逃走及び再収容

当該事実の年月日

2 加害者に関する詳細な情報

加害者に関する1以外の詳細な情報は、原則として教示しないものとするが、再被害防止のために特に必要がある場合に限り、次の事項を再被害防止対象者

に教示する。ただし、刑事施設等から回答又は通報を受けた際に、教示する。

なお、情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されている場合は、当該意見等を踏まえて行う。

(1) 釈放予定

自由刑の執行終了若しくは一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による具体的な釈放予定又は仮釈放若しくは仮出場による釈放予定については、加害者の言動、動向等から再被害のおそれが極めて高く、第3の2(2)に規定する再被害防止措置としての重点警戒及び専従流動警戒を開始するため、行動範囲に注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要がある場合に限り教示するが、教示する事項は「○月上旬」等とし、固定警戒を要するなど再被害防止のため不可欠である場合に限り、釈放予定日を教示することができる。また、不定期刑の執行終了、自由刑の執行停止又は恩赦による釈放についても同様に取り扱う。

(2) 帰住先

帰住先については、再被害防止対象者の行動範囲について注意を喚起する必要がある場合等、再被害防止のために特に必要な場合に限り、次の範囲内で教示する。

ア 帰住先が再被害防止対象者の住居地と同一都道府県内の場合は、市町村名までとし、帰住先が再被害防止対象者の住居地の隣接市町村に所在するなど近接しており、再被害防止のために不可欠な場合に限り、町字までとする。

イ 帰住先が再被害防止対象者の住居地と異なる都道府県内の場合は、都道府県名までとし、都道府県が異なる場合であっても、帰住先と再被害防止対象者の住居地が県境を挟んで隣接するなど近接しているときはアに準じる。

(3) その他の情報

加害者の言動、動向その他の情報については、再被害防止対象者の注意を喚起する必要がある場合等、再被害防止のために特に必要な場合に相当と認められる範囲で教示する。

(4) 教示に当たっての配意事項

ア 再被害防止対象者又はその関係者による加害者への報復のおそれがあるなど、教示することが適当でない認められる場合は、教示しないこと。

イ 教示を行う際は、教示する情報の内容、時期、方法等について組織的に検討するとともに、警察が講じようとする再被害防止措置を説明するなどにより再被害防止対象者が過度に不安感を抱くことのないよう配慮すること。

ウ 自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放予定を教示する際は、釈放予定より早期に釈放されることがあるので、その旨を併せて教示すること。

エ 加害者に関する詳細な関連情報を教示する際は、当該情報の教示により加害者の更生を害することのないよう、その必要性を特に組織的に検討すること。また、再被害防止のために教示が行われることを説明し、加害者の更生のため、これを公表することのないよう注意を促すこと。

なお、加害者が少年の場合は、少年の健全育成の重要性を併せて説明すること。

オ 仮釈放による釈放予定を再被害防止対象者に教示した後に、当該仮釈放の許可決定が取り消された旨の地方更生保護委員会からの通報を受けた場合は、許可決定が取り消された旨を再被害防止対象者に遅滞なく連絡すること。

カ 帰住予定地（自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑（一部執行猶予期間中保護観察に付されなかった場合に限る。）の実刑部分の期間の執行終了による釈放の場合に通報される帰住地）は加害者の申告によるものであり、指定帰住地（仮釈放による釈放の場合に通報される帰住地）及び特定住居地（一部猶予期間中の保護観察対象加害者の住居地）は地方更生保護委員会の決定により定められるものである。また、届出住居地（一部猶予期間中の保護観察対象加害者の届出に係る住居地）は、保護観察付一部猶予者について、住居を特定する旨の決定をしない旨の判断がなされた場合において、当該者が釈放された後に出頭することとされた保護観察所の長に届け出たものである。

このため、再被害防止対象者にこれらの帰住地を教示する場合において、

加害者が当該居住地に居住していることを確認していないときは、その旨付言すること。

キ 加害者の釈放等に関する情報の教示は、再被害防止対象者にのみ行うこととし、再被害防止対象者以外の被害者等へは行わないこと。また、再被害防止対象者以外の被害者等から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがあった場合は、検察庁の被害者等通知制度において、被害者等の希望により相当と認められるときに、被害者等に受刑者の釈放に関する通知がなされることとされている旨を教示すること。

第8 関連情報の秘密の厳守

入手した再被害防止対象者及び加害者に関する情報は、適正に管理し、その秘密を厳守する。

第9 適用除外

再被害防止対象者が、茨城県警察保護対策実施要綱（平成24年3月6日付け通達甲組対第7号別添）の保護対象者に指定されている場合は、同要綱に基づき保護対策を実施することとし、第2の1(4)及び(5)、第2の2、第3の2（(2)のアのなお書を除く。）並びに第5の規定は適用しない。

第10 準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）が、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要があると認められる場合は、この要綱を準用する。

第11 文書の保存

再被害防止に関する文書は、再被害防止措置実施警察署及び生活安全部人身安全少年課において、再被害防止対象者の指定を解除した日から1年間保存しなければならない。

<別表・様式・別紙略>